

空き家バンクを利用して移住される皆さまへ！

井原市中古住宅活用補助金

をご活用ください！

井原市では、空き家の流動化及び移住・定住を促進するため、「空き家バンク」に登録のある空き家を購入・賃借し、市外から移住される方に対し、「購入費」「賃借料」「改修費」の一部を補助しますので、ご活用ください。

令和7年度の制度内容

補助対象事業、補助率および補助限度額

種類	補助対象事業	補助率	補助限度額
購入	空き家購入費 (空き家の存する一体の土地の購入費も含む)	1/5	100万円
賃借	空き家の賃借に係る月額賃借料を12か月分 (年度ごとに申請が必要です。)	1/2	24万円 1か月あたりの 限度額2万円
改修	市内の建設業者(個人を含む)が実施する、空き家の居住部分に係る機能回復もしくは設備改善のための改修工事費	1/2	100万円

【注意事項】

購入費・賃借料補助：契約を締結した日から3か月以内に事業の認定申請が必要です。

改修費補助：工事着手前に事業の認定申請が必要です。

※いずれの補助金も、認定申請と同一年度内(3月31日まで)に事業を完了し、交付申請が必要です。

※上記に記載している事項のほかにも要件がありますので、詳しくは下記までお問合せください。

補助対象者

- ・移住者(転入日以前3年間市内に居住していない等)であって認定申請時において転入日から起算して1年を経過しない者。ただし、移住者であって転入日から起算して1年以内に農業実務研修を開始した者及び農業実務研修の研修期間中に転入した者は、農業実務研修の修了の日から起算して1年を経過しない者。
- ・空き家に入居した日から、購入費補助、改修費補助を受ける人は5年以上、賃借料補助を受ける者は1年以上当該空き家に引き続き居住すること。
- ・市町村税の滞納がない人。
- ・空き家の所有者と購入者又は賃借者が2親等以内の親族でないこと。

● 書類提出先・問合せ先 ●

井原市役所 総合政策部 企画振興課

〒715-8601 井原市井原町 311 番地 1

T E L 0866-62-9521 F A X 0866-62-1744

E-mail kikaku@city.ibara.lg.jp

【参考】補助対象となる改修等の例

対象	対象外
○ 台所、トイレ、浴室、洗面所等の水回りの改修 ○ 電気及びガスの設備や配管・回線の改修 ○ 壁、床、扉、棚、収納、天井等の内装の改修 ○ サッシや外壁、屋根等の改修 ○ 断熱材の施工や入替に係る改修 ○ 下水道への接続又は合併浄化槽の設置に係る改修	○ 車庫、物置、倉庫など居住部分以外の改修 ○ 門扉、塀などの外構工事 ○ 店舗併用住宅の店舗部分の改修 ○ エアコン、照明器具などの電化製品の購入および設置工事 ○ 家具、カーテンなどの購入及び設置工事 ○ 解体工事

補助金の返還

この補助金を受けた申請者が、次のいずれかに該当するときは、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還することになる場合がありますので、ご注意ください。

- ◇ 購入費補助・改修費補助を受けた者が、空き家へ入居した日から5年以内に、特段の理由なく転居したとき
- ◇ 賃借料補助を受けた者が、空き家へ入居した日から1年以内に、特段の理由なく転居したとき
- ◇ 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けた事実が判明したとき
- ◇ 井原市中古住宅活用補助金交付要綱の規定に違反する事実が判明したとき



空き家バンクとは・・・

井原市内の空き家情報を集約し、移住・定住に関する情報を掲載した『井原市移住・定住支援ポータルサイト「井原 Life」』において、空き家物件紹介ページを設け、情報発信をしています。

市は情報発信のみを行い、交渉や契約へは関わりません。

井原市移住・定住支援ポータルサイト「井原 Life」

<http://ibaragurasi.jp/>

